

## ポジティブ職員行動指針

放課後等デイサービス ポジティブは、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「ポジティブ職員行動指針」を定め、法人内外に示します。ポジティブに務めるすべての職員は、この行動指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

### 1. 社会的ルール遵守の徹底

ポジティブ職員は、関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

### 2. 環境保全・安全衛生の推進

ポジティブ職員は、地球的規模の環境破壊が進む中で、その抑止に日頃から関心を持ち、取り組みます。

利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

### 3. 社会連帯の推進

ポジティブ職員は、利用者・地域の人々と地域づくりの主体者として連帯性を強め、地域全体を視野に入れ、地域づくりのネットワークを拡げます。

### 4. 人権の尊重

ポジティブ職員は、障がいの有無にかかわらず、互いの個性や違いを積極的に認め合い、一人ひとりが平等であるという考えのもと行動します。

### 5. プライバシー・個人情報の保護と管理

ポジティブ職員は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取り扱いを行い、プライバシーの保護に努めます。

### 6. 説明責任の徹底

ポジティブ職員は、利用者やその家族、地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

### 7. 危機管理の徹底

ポジティブ職員は、定期的に危機管理会議を行い、情報の共有や、事例の検討を重ね、常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。